

議案第 79 号

小松島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

小松島市水道事業給水条例（平成 10 年小松島市条例第 23 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

小松島市水道事業給水条例（平成10年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大原町（小神子，川添千代ケ丸，千代ケ丸山及びシレイ地区）」を「大原町の一部の地区」に改める。

第33条第1項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

（2） 指定工事業者更新手数料 1件につき10,000円

第36条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。